

京都市告示第 403 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	花脊水0150号	左京区花脊大布施町158番地地先 同上	
2	安朱水0027号	山科区安朱東海道町 3 番地の11地先 同町 7 番地の 2 地先	
3	桂水0136号	西京区桂巽町53番地の 4 地先 同町50番地地先	
4	下津林水0028号	西京区下津林大般若町184番地地先 同上	
5	大枝水0184号	西京区大枝中山町 2 番地の 8 地先 同町 2 番地の44地先	

(建設局土木管理部道路明示課)